

長野県教育委員会
教育長 内堀 繁利 様

長野県高等学校教職員組合
執行委員長 細尾 俊彦
実習教員部長 片桐 和俊

要 求 書 (案)

長野県教育委員会におかれましては、長野県教育の充実発展のため、鋭意努力されておられることに敬意を表します。

さて、私たち長野県高等学校教職員組合に結集する実習教員は、過日第 60 回定期大会を開催し、2022 年度の諸要求をまとめました。実習教員一人ひとりが長野県教育公務員としての職責に自覚と誇りを持ち、教育的力量と専門性を高めるべく日々、研鑽を積み、「生徒を主人公に据えた」日常的教育活動に積極的に取り組んでいます。下記に掲げる要求は、日々生徒達と接し、学校運営に於いても重要な役割を担っている私たち実習教員の切実な要求です。

教育行政の責任において、私たちの切実な要求を高い見地でご検討頂き、実現されますようお願い申し上げます。なお、月日までに文書をもってご回答いただきますようお願い致します。

記

1. 賃金に関する要求

- (1) 実習教員の「2 級昇任基準」の在職年数（高卒 18 年以上、短大卒 16 年以上、大卒 14 年以上）を引き上げる。
- (2) 理科実習教員の「2 級昇任基準」について（以下『実習助手の昇任要件について』【高校教育課】「2 昇任基準」における文言）
 - ① 基準 1 および基準 2 の「年度年齢」を撤廃すること。
 - ② 基準 1 の②「在職年数」に講師経験年数を含めること。
 - ③ 基準 1 の①「講習会」及び②「認定講習」について、引き続き計画的に開講すること。また、講師期間での単位修得を認めること。
- (3) 専門科実習教員の認定講習については、県外での受講とならないよう配慮し、対象者の需要に基づいた講座を引き続き開講すること。
- (4) 労働災害防止を鑑み、校務運営上必要な資格取得費用は公費で賄うよう措置すること。また、その際、講習会等の参加については職務専念義務免除の扱いとすること。
- (5) C4th を用いた勤務時間の把握については、実習教員の勤務実態を踏まえたものにする。【新規】

2. 身分確立・職務の明確化に関する要求

- (1) 教育職員としての職務を明確化するとともに、校務運営上の業務に制約を加えないこと。
- (2) 実習教員を教諭一元化するための「制度改革」（学校教育法及び高校標準法改正）実現に向けて、長野県教育委員会としても文部科学省をはじめとする関係機関に働きかけること。
- (3) 職名「実習助手」を「実習教員」に、「教諭（実習担任）」を「教諭」とすること。
- (4) 呼称の使用については、管理職及び学校全体への周知を徹底し、呼称使用の定着を図ること。
- (5) 交渉での合意内容を尊重し「実習助手の呼称の取り扱いについて」（2019 年 3 月）を撤回すること。
- (6) 実習教員の「2 級昇任制度」については、新規採用者を含むすべての該当者に『実習助手の昇任要件について』（高校教育課作成）を必ず配布・説明し、周知・徹底を図ること。
- (7) 新規採用者や常勤講師の任用時には、労働条件等を文書で明示し、周知徹底を図ること。
- (8) 実験・実習に関する各種講習会（センター研修等）を充実させること。また、現場の実態に則した薬品の取り扱い・管理の講習会を引き続き定期的に行うこと。
- (9) 新規採用者に対し、校務運営上必要な初任者研修制度を充実させること。
- (10) 学科改編や人事異動に伴いやむを得ず担当教科の変更がある場合には、本人の意向を十分に尊重し、身分を保障すること。また、必要に応じ、新たな担当教科に関わる研修機会を適切に保障すること。
- (11) 免許法認定講習等の各種講習会・研修会等が、コロナ禍が及ぼす影響で開催困難に陥った場合には的確に代替措置を講ずること。また、開講される認定講習などの情報についてはなるべく早くホームページ等を活用し、公表するとともに、スムーズに各校にも情報提供を行うこと。
- (12) 特別支援コーディネーターなどの教育相談は、生徒の発達に重要な役割を果たしていることに鑑み、専門家や専任の教職員を配置すること。近年ではとりわけ、教育相談に関わる実習教員が増えてきている。現在担当している教職員に対しては、負担の軽減と研修機会の充実を図ること。【新規】

3. 人事に関する要求

- (1) 実習教員に関する採用選考を全教科で実施するとともに、採用人数を増員し、計画的に欠員の解消を目指すこと。
- (2) 新規採用においては、教科の専門性を重視すること。そのため、当該教科の教員普通免許状所有者(取得見込み者含む)の積極的な採用や、採用選考に「講師経験者枠」を創設するなどして、実習教員経験者を積極的に採用すること。
- (3) 常勤講師の任用においても、教科の専門性を重視すること。
- (4) 初任者の母校勤務は避けること。
- (5) 実習教員の配置は正規職員を原則とするが、やむを得ず臨時的任用を配置する場合も、実習教員全体の人事異動の妨げとならないように配慮すること。
- (6) 少数学科の実習教員に対する「人事異動要綱」の機械的・画一的な適用を行わないこと。
- (7) 人事異動により、本人の意向を無視した、担当学科・教科の変更や本務外配置を行わないこと。
- (8) 学科改編や統廃合等に伴う定数削減を行わないこと。
- (9) 高校標準法に則り、キャンパス校やサテライト校においても実習教員を適正に配置すること。
- (10) 適正配置数に満たない学校については、迅速に対応を講ずること。
- (11) 農業・工業においては、施設の実情に基づく加配も含め、適正な配置数を措置すること。
- (12) 再任用制度の運用にあたっては、希望者全員を任用し、勤務先については、本人の意向を最大限尊重すること。

4. 教育条件整備に関する要求

- (1) 需用費については現場・地域の実態に見合った増額措置を講ずること。また、耐用年数を超過した備品については速やかに更新できるような的確な予算措置を講ずること。加えて、コロナ禍における実情に鑑み、現場の実情に即した人的配置や予算措置を積極的に講ずること。
- (2) 普通教室に整備された ICT 環境や空調設備を必要に応じ実習室にも早急に整備すること。
- (3) 被服貸与に関しては、毎年 4 月 1 日付けで一律に完全実施の措置を講ずること。また、実験・実習に携わる非常勤講師についても適切に措置を講ずること。
- (4) 理科実習教員に関わる白衣の購入単価については、防災・抗菌・耐薬品等、安全かつ使い勝手のよいものを常識の範囲で購入可能にする為、2017 年度の交渉時における確認事項を順守し「事務指導票の標準単価 3000 円」が上限(価格)ではないことを各校の事務担当者へ周知・徹底すること。
- (5) 薬品について
 - ① 薬品庫の改修等にあたっては、当該校担当者と充分話し合い、利用しやすい物とすること。
 - ② 廃液・薬品を処理するための予算措置を引き続き講ずること。
 - ③ 薬品の取り扱い及び管理方法・受払簿の記入様式等については、現場の実情をふまえ研究すること。
 - ④ 学校内に存在する放射性物質については、該当校の意向を充分尊重しながら、関係省庁と連携・協力を図り、安全に管理できるよう善処すること。また、これに関する諸費用は、該当校の負担としないこと。
- (6) 実験・実習に関する施設・設備においては、必要に応じ耐震化に関する的確な調査を実施し、独自予算措置を確実に講ずること。
- (7) 生徒の安全を第一に鑑み、実験・実習に関わる施設・設備についての老朽化及び安全性についての状況調査を毎年定期的に実施し、当該校管理職及び長野県教育委員会双方できちんと把握すること。**【新規】**
- (8) 生徒の安全を第一に鑑み、老朽化が著しく、更に危険性の高い施設・設備・機器については、国からの「施設環境改善交付金」等を適切に活用し、早急に修繕・改修・機器の更新を実施すること。特にドラフトなどの換気装置を使えるように整備すること。
- (9) 「働き方改革」の観点からも、休日勤務などに伴う代休が必ず取得できるよう関係部署に周知・徹底を図ること。
- (10) 各校における「労働安全委員会」等を活用し、学校内の危険箇所の把握と改修を推進すること。また、危険を伴う作業については安全確保の観点より複数の職員で対処できるような労働条件整備を推進すること。
- (11) 実習教員の業務実態に関して、適切に理解し、妊娠中の業務軽減を目的とした非常勤職員の配置について、本人の意向を最大限に尊重し、実習教員においても是非とも適用すること。また、業務内容を限定せず妊娠判明時から産前休暇に入る全期間に適用すること。
- (12) 校舎改築等に伴う引っ越し業務については、当該校担当者と充分話し合い、限られた職員に負担がかからないように計画的に進めること。また、その業務が時間外及び休日に及ばないように、的確な人的配置をスムーズに措置すること。